信濃國木曾縣橋

工みを積て佳景となるもの、其品多き中に、わきて稱歎すべきは其只橋なるべし、爰に飛驒國高原なる舟津の流れは、北海より十六里の水上にして、溪ひろければ橋をわたさん方便もなく、巖聳へぬればふねをよすべき岸根もあらず、かくこえがたき處なるに、そも藤橋を掛そめし昔を思ひわたるに、彼虹を見て橋を造りし類ひにして、張絹にならふて藤かづらを織立目なれぬはしをいとなみ、千里往來の便とはなしぬ、實にはじめてわたる人は、その動を見てはその危きを思ひ行て、目まい股おの、きて、這ふて渡るも多しとぞ、處の人は重きを擔ひあるは戴き、男も女も手を懷にして、大路を過るにひとし、是なん自然馴たる風情なるべし、夫橋の興あるや、花見の貴賤は土橋に戲れ、納涼の老若は欄干橋に吟ふ、紅葉は石ばしに堆く、霞は反ばしにまろびて四時の風流を調へ、駟馬の車に乘らずんば再び過じと、相如が筆をとりしも橋柱にして、鵲は星の爲にわたせる橋となり、舟橋は大河に鳴り、その橋々の德あるや些からず、かゝる風致をあやつるにもあらず、來るをむかへ去るを送る消魂橋の眞似もせず、只山賤のすさびにして、世上に等類なからむを啗らかすも一咲ならんか、昔時大化の孝德帝、詔して掛たまひし長柄のはしも限りありて朽ぬれば、むなしく名のみ殘りたるに、藤ばしの常盤なるは、藤三千貫目、あまたのちからして綴なし、一とせに一度づゝ、替え（上○恐脫）せしときなく、通路に自在を得るのみならず、去かもまた鄕里の一壯觀とはいふなるべし、予もまた此地に杖を曳、月日をふる程に、此はしの來由をかいつけぬるは、異なる風姿を四方のかしこき人々に告てんものをといふ事しかり、

寶曆甲申の春、蒲公英の主滄淵みだりに記す、

滄淵

藤橋や花ぬすむ氣は流れ行

〔國花萬葉記十一信濃〕木曾の掛橋　あげ松と云宿より福島宿へ越る間也、則掛橋と云里有、山の岨に渡したる橋也、名景　きそぢのはし　きそのかけぢのまる木ばし共よめり　東路の木その